

ナショナルチーム等強化対象選手規程
付則 2 : 広報活動への協力に関する取扱
(2022年5月版)

公益財団法人日本セーリング連盟オリンピック強化委員会

1. 基本方針

- (1) 公益財団法人日本セーリング連盟(以下、「JSAF」)は、オリンピック強化のためのスポンサー獲得、及びセーリング競技の認知度の向上を目的として、広報活動を行う。
- (2) 強化対象選手(ユース強化選手を除く)(以下、「対象選手」)は、JSAF による広報活動への協力要請があった場合、競技活動に支障がない限り、最大限の協力を行わなければならない。協力が難しい場合は、その理由を速やかにオリンピック強化委員会(以下、「オリ強」)に報告し、事前に許可を得なければならない。
- (3) JSAF は、現在活動している対象選手の所属企業、また対象選手のプライベートスポンサーと同一業種には業種間の競合を招かないように努力するが、場合によってはこの限りでない。

2. JSAF 広報活動への協力内容

- (1) JSAF またはオリ強のスタッフが撮影した対象選手の強化活動に関する 写真または動画を JSAF またはオリ強の広報活動に使用すること。
なお、JSAF はこれら対象選手のパブリシティ権を非独占的に保有する。これら対象選手の所属企業やプライベートスポンサーが保有するパブリシティ権との調整については、別途協議する。
- (2) マーケティング戦略等の一環として JSAF またはオリ強が指示する場合、競技艇の艇体およびセールへの JSAF オフィシャルロゴ・スポンサーロゴ等の掲出。その場合の各種目の掲出箇所については別途定める。また、これらはワールドセーリングが定める広告規程に抵触しない範囲とする。
- (3) JSAF スポンサーからの依頼があった場合、当該スポンサーの自社広告宣伝活動に協力すること。
原則、紙媒体(プリントメディア、印刷物、制作物など)及び電磁媒体(Web、DVD など)での広告宣伝活動への協力とし、テレビ CM や映画などへの出演に関しては別途協議する。なお、パブリシティ権については、2. (1)に準じる。
- (4) JSAF またはオリ強が主催・開催する各種イベント、あるいは JSAF またはオリ強が指定するスポンサーまたは関係団体のイベントへの参加。
- (5) JSAF、オリ強スポンサーの製品・サービス等へのフィードバック。

3. ユニフォームの着用基準と運用

- (1) オリ強により支給されたユニフォームは下記の基準により着用しなければならない。
 - ア. オリ強による派遣及び強化事業に於けるオフィシャルな式典(開会式、閉会式、レセプション等)、記者会見、報道機関からインタビューを受ける場合。
 - イ. オリ強による補助事業(海外大会派遣、強化合宿等)においてオリ強が指定した場合。
- (2) ユニフォームは、以下の条件を満たしたうえで、オリ強の承認を得て、所属先のロゴを一つ入れることができる。所属先のロゴを使用する際は以下の要件に従うこと。
 - ア. JSAF またはオリ強が定めるオフィシャルロゴ・スポンサーロゴと同等以上のサイズとしないこと。
 - イ. 任意の箇所への貼付けを可とするが、JSAF またはオリ強が定めるオフィシャルロゴ・スポンサーロゴ又はサプライヤーロゴを隠してはならない。上記のほか、オリ強の事前の許可なく、ユニフォームに何らかの広告を付加することやユニフォームの形状を改変する等の変更を加えてはならない。
- (3) 支給された全ての物品は他人へ譲渡または貸与してはならない。
- (4) 対象選手としての認定を取り消された選手は、速やかに支給された物品をオリ強に返還しなければならない。
- (5) 日本オリンピック委員会(JOC)による代表派遣時には上記(1)~(4)は適用されず、JOCの定める規則に従うものとする。

以上